

# 「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案」の検討

井原 聰 (東北大学名誉教授)

## はじめに

あまり関心を呼ばない法案かもしれないが、軍学共同反対としては直接かかわる課題だと考える。間もなく本格的審議が衆議院で始まるので改正部分の問題点を検討したい。

この改正案の提出理由は「特定先端技術に関する研究開発成果を活用した新たな事業の創出及びその成長発展を促進する」ものと書かれている。従来、主張されてきた「研究成果の創出」からではなく、この案では「研究成果の活用」が中心課題となっている。それを受けて「先端技術研究成果活用推進機構」（以下、機構）という、DARPA に似せたものなのか、新しい組織の設置が大きな特徴となっている。加えて提出理由の冒頭にもあるように「特定先端技術」という新しい用語が登場している。経済安保法の「特定重要技術」を避けたのかもしれないが、ほぼ同様の分野が考えられるが、この分野の大学や研究者にはきわめて大きな研究の在り方を迫る内容となっているし、この分野に該当しない研究分野では予算の低迷・削減や研究環境がなおざりされて衰退のリスクが大となる内容が内包されている。「実施に関する法」の改正なので、政策的に政府がリードすることは当然だが、その際には、そのリードに

対する説明責任を果たすべきであるが、改正案について十分な説明がなされない可能性もある。そこで改訂の主な条文案について、大学・研究機関、研究者サイドからの批判的検討を試みる。

## 1. 第34条の3の2（新設）について

1) 新設された3の2の改正案では「国は、研究開発成果を活用した新たな事業の創出及びその成長発展を促進するための環境整備、実用化研究開発支援、交流促進等の施策を講ずる」とあり、今述べたように従来からの「研究開発能力の強化」ではなく、「研究開発成果の活用」に視点を転換している。学術的価値基準から利益優先の価値基準への転換である。

「研究開発成果」は誰が、どのように目利きするのか、研究開発の主体者抜きの実用化優先システムで、おそらく提案理由にある「特定先端技術」について、政府が判断していくものとみられるが、そのプロセスが不明である。

2) 「国は、研究者等、成果活用事業者及び成果活用事業者を支援する者が、相互に連携を図りながら協力して、研究開発の成果を活用した新たな事業の創出及びその成長発展に向けた活動を主体的かつ積極的に行うことができるよう、これらの

## 目次

P.1-2 「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案」の検討 井原 聰

p.3-7 「第7期 科学技術・イノベーション基本計画」 に対する批判的検討 (下) 井原 聰

p.7-10 「北海道大学における軍学共同の現状と研究の自由」 山形 定

p.11-13 「北海道大学への再質問書」 (「北海道大学からの回答」は p.7)

p.14 海外ニュース 「兵器技術の拡大は研究ガイドラインを脅かす」

者の間の交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする」とあり、研究者は相互の連携に取り込まれ、事業の創出、発展に寄与しなければならない仕組みとされている。研究の主体者は知の創造的活動から離れ、実用化のための開発に力点を置かざるを得ない状況に追い込まれる。

3) 新たな事業の創出とその成長発展への支援が強化され、大学の位置づけが後退している。

## 2. 第 47 条 (先端技術研究成果活用推進機構の目的) について

改正案理由によれば、機構の目的は「特定先端技術研究開発成果を活用した新事業の創出及び成長発展の促進」とある。研究支援機関ではなく、産業化支援機関として建て付けられているのが特徴である。

また「『特定先端技術』とは、著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な分野における技術であって、これらの技術に関する研究開発の成果を実用化し、広く普及させた場合に経済社会の大きな変化を創出する可能性があるものをいう」と極めて抽象的な定義であるが、ここで想定されているのは経済安保推進法という特定重要技術に近いもので、それを避けて、特定先端技術と称しておそらく AI、量子、半導体、宇宙、バイオ、医学などを取り扱うことになるのだろう。

「研究者主導型」から、「国家が重点分野を選択する方式」に転換させている。

1) 名称の規定：先端技術研究成果活用推進機構 (第 51 条)

2) 第 54 条～58 条

認可法人として機構を設立するというが、なぜ既存の JST や NEDO ではなく新機構の設立とするのか、説明責任が不可欠である。

3) 第 59 条～71 条

理事長及び監事は、主務大臣が任命し、理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命するとあるが (第 61 条)、誰が役員を選び、誰が政策方向を決めるのか。「新事業の創出及び成長発展の促進」をめざす機構に産業界関連の役員と官僚出身が選択されれば利益誘導や官僚との癒着などのリスクが想定され、NEDO や JST のような組織になれるのか疑問である。

4) 第 72 条～76 条

評議員会は機構の意思決定を補佐するとあるが、役員会と同様、ここに産業界比重が高くなる

と研究より事業化が優先され、大学や研究者コミュニティの自律性が弱まる。

5) 第 77 条～83 条

業務として実用化研究開発の支援、交流促進、情報提供などとなっているが、今日の技術政策的に読み替えると技術動向把握、研究者ネットワーク形成、投資家情報集約、技術ロードマップ策定が業務として想定され、特定先端技術分野の技術インテリジェンス機関ともなりかねないので、この点の歯止めが不可欠であろう。

## おわりに

この機構の創設は「大学発ベンチャー支援機関」といえなくもないが、科学技術政策に大きくかかわる変化ととらえることもできる。

特に「特定先端技術」と称して政策決定者の価値観が研究資金配分を左右する余地が大きくなることである。また学問の価値基準が実用化、事業化、市場化の成功率だとすれば、研究者の行動様式に変化をつくり出すことになると考えられる。さらにスタートアップ偏重などにより研究文化や大学の研究教育機関の性格が大きく変化するものである。

機構は、研究者、大学、企業、投資家を結び付け有効な面もあるが IPO、資金調達、企業価値などから利益相反の問題が大きい。こうした問題を監査する組織が不可欠となる。

オープン・クローズド戦略や特許出願までの非公開、営業秘密化、情報管理強化が進行し、研究の秘密化が広がる。

この改訂案では経済的利益を強調するが、この防衛装備の問題が含意されていることを見落としてはならない。特に特定先端技術は経済安保法の特定重要技術とほぼ同じで、特定重要技術に指定されれば、一气通貫、官民伴走で防衛装備の実装に突き進む可能性がある。

あきらかに日本版 DARPA を想定していると思うが、国防目的、高リスク研究、大規模投資、失敗容認などの軍事研究に適合した組織をモデルとしているとすれば、防衛装備と軍需産業の創出が目論まれているとも考えられる。

国会での厳しい熟議が求められる。



## 「第7期 科学技術・イノベーション基本計画」に対する批判的検討（下）

井原 聰（東北大学名誉教授）

はじめに

1. 基本的考え方
  2. 知の基盤としての「科学の再興」  
(以上、114号)  
(以下、115号)
  3. 技術領域の戦略的重点化
  4. 科学技術と国家安全保障との有機的連携
  5. 産学官を結節するイノベーション・エコシステムの高度化
  6. 戦略的科学技術外交の推進
  7. 推進体制・ガバナンスの改革
- おわりに

### 3. 技術領域の戦略的重点化

第3章は、各国が経済成長・国家安全保障の観点から技術領域を特定し、政策資源を重点投下しているとして、「重要技術領域検討ワーキンググループ（以下、重要技術検討WG）」がまとめた重要技術領域を「新興・基盤技術領域」と「国家戦略技術領域」に分け、政策資源を重点配分し、戦略的支援を行うという。技術領域は経済安全保障の重点分野と産業ニーズ・公的ニーズとから設定したものと言ってよい。

1) 「新興・基盤技術領域」と「国家戦略技術領域」

「新興・基盤技術領域」として以下の17の分野がリストアップされている。分野名を簡略に示しておくとして、①造船、②航空、③デジタル、④農林水産、⑤エネルギー、⑥防災、⑦創薬・医療、⑧材料、⑨物流、⑩海洋、⑪防衛、⑫AI、⑬量子、⑭半導体、⑮医学、⑯核融合、⑰宇宙（ただし重要技術検討WG「取りまとめ（案）」では16分野）と広く将来有望な技術を選定したという、投資の重点配分で技術基盤の底上げをねらったものだが、⑪には防衛分野が入っていることに注目したい。

「国家戦略技術領域」は上述の17の分野のうち次の6分野で⑫AI、⑬量子、⑭半導体、⑮バイオ、⑯核融合、⑰宇宙となっており、さらに投資を強化する分野としている。

選定基準は①経済成長や社会課題解決等の将来性、②技術の革新性や有望性、③我が国の科学技術の優位性や潜在性の観点から対象を定めたとあるが、米国防総省の「国家重要・新興技術戦略」（Critical and Emerging Technologies）としての軍事技術分野をコピーしたといってもよいように酷似している。

2) 重要技術検討WGは「研究者の自由発想に基づいて行われる基礎研究は、イノベーションの源泉たるシーズを生み出すもの（多様性の苗床）として意義がある。こうした中で、重要技術領域を巡る取組のみならず、知の基盤の構築につながる研究者の自由発想に基づく研究を後押しする取組も重要であり、両者を次期基本計画の下で「車の両輪」として推進するべきである」（「取りまとめ（案）」、p.5）と重要技術領域をめぐる取り組みと研究者の自由発想に基づく研究の後押しは「車の両輪」とまで述べたが、計画の中では「国家戦略的重点化」にどう生かされたのかは不明のままである。限られた政策資源の重点化が進めば、実際には国家が定めた重要技術に資金・人材・評価が集中し、自由発想型研究は周縁化される。両立を語るだけでは足りず、非重点分野を守る制度的保障を設けるべきであった。

3) 国家戦略技術領域は、AI・量子・半導体・バイオ・核融合・宇宙の6領域に限定されているが、その選定の根拠は十分に説明されているとはいえない。これらの領域が重要ではあるが、「特定研究開発プログラム」の指定によって、国家安全保障・経済安全保障に直結する重要技術について、政府主導で重点投資し、研究管理・技術流出防止・社会実装まで一体運用される制度で軍事研究に直行し、研究の自由や発表の自由が統制されることが危惧される。

加えてオープン・アンド・クローズ戦略の網がかぶされると「知財の国内外での権利取得の推進、政府のリードによる戦略的標準化活動の推進、標準化戦略策定から規格開発・活用まで一貫して進める体制の構築、国内外規制対応・認証基盤の充実等を通じた国内認証機関の強化等」（p.43）が進められ、研究や発表の自由が失われる危険性が高い。

重点化は必ず非重点化を伴う。基礎科学、人文・社会科学、地域研究、教育研究、環境・福祉・平和研究など、短期的な産業化や安全保障上の有用性とはなじまず、軽視される危険がある。

4)「第7期基本計画の下、新興・基盤技術領域に対する支援措置のみならず、人材育成の強化、研究開発投資のインセンティブ重点化、大学等の研究拠点との連携強化、スタートアップ等支援、オープン・アンド・クローズ戦略策定支援、国際連携の強化などに関する支援措置を一気通貫で実施していく」(p.41)とあるが、支援措置が、研究開発税制、企業投資、大学拠点と企業の連携、スタートアップ支援、知財・標準化戦略と強く結びつけられ、公的研究開発投資が、公共的知識基盤の拡充ではなく、企業のリスク投資の呼び水、税制優遇、産業競争力強化の装置となることを危惧する。

#### 4. 科学技術と国家安全保障との有機的連携

第4章は、本計画の中で最も重大な問題を含む章である。計画では、例によって、日本が厳しい安全保障環境に直面しているといい、民生用技術と安全保障用技術の区別が困難になっていることを前提に、デュアルユース技術の研究開発・社会実装を産学官で推進するとしている。さらに、安全保障分野のエコシステムを構築し、大学や国研、スタートアップも参画させることを明記したことは重大な科学技術政策の転換でもある。

1)「民生用と安全保障用の区別は困難」という認識は、大学・研究機関を安全保障研究に誘い込む論理として用いられているとよい。デュアルユース論は米国防総省の政策として登場してきたもので(Technology Reinvestment Project, TRP, DOD's dual-use technology strategy、吉永大祐他「デュアルユース政策の誕生と展開—米国の事例を中心に—」など)、民生用を軍事用に転用させる口実としたもので研究者・研究機関側の抵抗を和らげる狙いがあった。ここでは民生用と安全保障用の「双方向の流れ」(p.44)を促進する方向が強調されており、区別は困難どころかこれを利用して、「安全保障分野のエコシステムを構築」というもので、軍事利用のエコシステムの構築に力点が置かれている。

2)「防衛省の実施する基礎研究等について、研究者が躊躇なく参画できるように」(p.45)とする記述は、安全保障技術研究推進制度が一省庁の事業ではなく国家的施策に位置付けられたといってもよい。「防衛研究」への抵抗感を政策的に解消し、

参加を正当化するための働きかけとも読める。関係行政官庁からの応募圧力が大学・研究機関にかけられてくるのが目に見えるようである。

3)国家安全保障局、外務省、防衛省等との連携強化が明記された(p.45)。その一方で、失われかねない学問の自由、大学の自治を守る組織が不可欠にも関わらずこれに触れた箇所がない。とりわけ、学問の自由、研究発表の自由、大学の自治を守り育て、平和的発展に貢献し、サイエンス・コミュニティの総合的運営にも力を尽くしてきた日本学術会議がこの計画から削除された。「特殊法人化」により一般の団体と同様の扱いがなされた。第6期計画までCSTIと「車の両輪」とされてきた日本学術会議への一片の総括もなされず、計画から削除した誤りは重大である。

日本学術会議を削除して、市民的統制、軍事研究への監視機関のような歯止めもなく、CSTIと安全保障関係機関の連携が制度化されてしまったといつてよい。

4)経済安全保障上の重要技術領域を対象とする重要技術戦略研究所は総合的な経済安全保障シンクタンク機能の構築が求められているとして、国内外の先端分野の研究情報を詳細に調査し、分析する科学技術分野の諜報機関を思わせる機能を持たせ、科学技術政策を情報・防衛・外交・経済政策の統合的管理下に置くという。研究開発の狙いが、学術的価値ではなく、安全保障上の価値、戦略的自律性、不可欠性によって評価される危険性が極めて高い。

5)研究セキュリティの強化は必要な面があるとしても、本計画では、研究機関・研究者に対するデュール・ディリジェンス(契約前のリスク評価、監査など)、リスクマネジメント、アクセス制御、サイバーセキュリティ対応が拡大されている。これらは、国際共同研究、外国人研究者の受入れ、オープンな学術交流に萎縮効果をもたらす可能性があり、差別的運用の防止、透明な手続、異議申立て、研究者保護の規定や監査機関が存在しない。

#### 5. 産学官を結節するイノベーション・エコシステムの高度化

第5章は、大学を核として産業界・企業資金・スタートアップ・知財・標準化などを通して産学官のイノベーション・エコシステムを構築する計画となっている。

「産学連携は、研究開発成果の社会実装を加速し、その過程で生まれた資金・人材・新たな知の流

動性を高めるものである。これらを、次の研究力の原資として活用することで、大学の総合的な研究力の底上げにもつながると期待される。」(p.50)という。いってみれば、大学は研究成果を産業と連携し社会実装して稼ぎ、それを原資として研究力の底上げをせよ、ということなのである。

さらに、「世界で競い成長する大学」(p.51)を掲げ、J-PEAKS（「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」）に対しても、資金や資源を主体的に獲得し、戦略的投資を行うガバナンスを求めている。

1) 大学の価値が、産学連携、企業資金、社会実装、スタートアップ創出、知財マネタイズによって測られる構造となっている。大学は本来、短期的な経済価値に還元できない学術研究、教育、批判的知性、文化継承を担う機関である。しかしここでは、長い間培われてきたそうした側面が希薄で、大学の経営力、財務基盤、企業との大型共同研究、民間投資の獲得が過度に強調されている。

2) 「自由で柔軟な経営環境」(pp.50-51.)、「大学のマインドと文化の醸成」(p.51)という表現は、大学の自治を重視するよう見えるが、実際には外部資金獲得と産業連携に適合する「学長のリーダーシップ」(p.50)に対して大学経営への転換を求めるものになっている。これは、現場の研究者の自律性を高める改革ではなく、大学執行部による管理統制型ガバナンス強化といえる。

3) 産業界が大学院教育に「深くコミットする」(p.51)とする記述は、教育内容の公共性・学術性を損なう可能性がある。博士課程・大学院教育は、産業界の即戦力養成だけでなく、学問を継承・発展させる場である。産業界の関与を否定する必要はないが、教育課程の自律性を守る明確な線引きが必要である。

4) 社会全体で基礎研究を支えるという名目で、企業版ふるさと納税、寄附、篤志家・財団による支援が推進されている(p.53)。これは一見すると財源多様化であるが、国の責任の後退を正当化する危険がないでもない。基礎研究の支援は、寄附や企業の関心に依存させるべきではなく、公共財として安定的に財政支出で支えなければならない。

5) グローバル・スタートアップ・キャンパス構想(2026.4; DARPA型)は日本の未来社会に向かってディープテック(科学的発見や革新的技術を重大な地球的社会課題の解決に向ける)な取り組み(「グローバル・スタートアップ・キャンパス(GSC)構想の概要について」内閣府科学技術・

イノベーション推進事務局)というので歓迎したいが、これを経済成長エンジンへつなげる、先端重要技術や製品の国際的優位性から経済安全保障・外交力向上へつなげるとなると、ディープテック・スタートアップの成長のために必要な「売上げ」(p.54)に力点に移り、地球的社会課題解決がその後続くことになり、社会実装の速度と市場形成だけが強調され、市民的評価、倫理審査、地域住民の関与、失敗時の責任配分が検討されていない。

6) 知財・標準化戦略では、研究開発成果を「稼ぐ力」としてマネタイズし、標準化と知財を一体で活用し、「オープン・アンド・クローズ戦略」を適切に進める必要があるという(p.59)。これは、いうまでもないが、学術成果の公開性、共有性、公共性と緊張関係にある。したがって、研究活動を知財・権利化・秘匿化・標準化戦略に組み込むことは、自由な学術交流を狭める危険性があり、注意が必要で、自律的な監査機関などでの監視が不可欠である。

## 6. 戦略的科学技術外交の推進

第6章は、科学技術外交を掲げるが、その実質は、外交・安全保障・経済安全保障と科学技術政策の一体化である。計画では、「地政学的緊張」と技術覇権競争を背景に、科学技術政策が国家安全保障戦略および外交政策と緊密に連携して実施される必要があるとする(p.60)。

1) 科学技術外交が「国益」実現の手段として強く位置づけられている。Science for Diplomacy、Diplomacy for Science(p.60)という枠組み自体は国際的にも用いられるが、ここでは、国際協力そのものの公共性よりも、「我が国にとって望ましい国際環境の形成」「我が国の存在感」「国益」が前面に出ている(p.60)。科学技術協力が、平和・人類福祉・地球規模課題解決のための協力ではなく、「地政学的」影響力の手段になりかねない。

2) 同盟国・同志国との戦略的連携と、グローバル・サウス諸国との協力を「デュアルトラック・アプローチ」として同時に進める構図は、協力相手を安全保障上・市場上の位置づけで分類する危険がある。グローバル・サウスへの協力が、相手国の自律的發展ではなく、日本企業・研究機関の海外展開や国際市場獲得の文脈に組み込まれている点(pp.60-61)は慎重に見る必要がある。

3) 国際ルール形成への参画も、AI、量子、バイオ等の重要技術領域における主導権獲得と結びつ

けられている。透明性・安全性・信頼性を重視するという文言 (p.61) はあるが、それがどの程度、南北間格差、技術アクセスの公正性、データ主権、文化的多様性を踏まえるのかは不明確である。

4) 国際頭脳循環の推進も、在外公館、外交当局、関係省庁、JICA、JETRO、NEDO、JST、JSPS 等との連携の中に位置づけられている (p.63)。研究者の国際移動や学術交流は本来、学問共同体の自律的ネットワークに支えられるべきであるが、ここでは外交・産業・安全保障政策の道具として再構成される危険がある。

5) 技術の保護と国際連携の両立は必要であるが、輸出管理、投資審査、知財保護、研究セキュリティが一体的に強調されることで (p.64)、国際共同研究が常にリスク管理の対象として扱われる構造になる。これは、開かれた科学、国際的な信頼形成、多様な研究者交流に対する萎縮効果を持ち得る。

## 7. 推進体制・ガバナンスの改革

第7章は、CSTIの司令塔機能強化、研究開発投資目標、基盤的経費、大学マネジメント改革を扱っている。ここでは、政府研究開発投資 60 兆円、官民合わせた研究開発投資 180 兆円を目標に掲げる。投資目標を掲げること自体、問題はない。しかし、その財源には、成長戦略、大学ファンド運用益、財政投融資、研究開発税制等が含まれており、安定的な一般財源による基盤的経費拡充とは異なり、自前で「稼ぐ」部分が大きく政府が結果的に実施責任を放棄した形になっている。

1) 投資額の拡大が、基礎研究・学術研究の安定的支援に直結するとは限らない。60 兆円、180 兆円という大きな数字は示されているが (p.60)、その内訳が、どの程度、大学・研究機関の基盤的経費、若手研究者の安定雇用、研究時間確保、研究支援人材の恒常配置に向かうのかが重要である。税制優遇や財政投融資、大学ファンド運用益を含めた数字では、現場の研究基盤の回復は認めがたい。

2) 基盤的経費の大幅拡充は明記されているが (p.67)、同時に大学マネジメント改革、財源多様化、人事給与マネジメント改革、大学の国際化、機能分化、再編・統合が並置されている (p.66)。つまり、基盤的経費の確保は無条件の公的責任としてではなく、改革遂行と一体のものとして位置づけられている。これは、大学に対して「改革しなければ支援されない」という圧力を生む危険がある。

3) CSTIの司令塔機能強化は、科学技術政策

の民主的統制というより、政府内の集権的統制を強める方向にある。とくに、外務大臣や防衛大臣等の参画機会を確保するとされており (p.68)、科学技術政策が外交・防衛政策と一体化する制度的仕組みが明確化されている。これは、研究現場の自律的判断よりも、国家戦略上の優先度判断を上位に置く仕組みといえる。

4) e-CSTI、EBPM (客観的エビデンスに基づいて政策目的を明確化)、ストラテジック・インテリジェンス (戦略的情報) の強化は (p.68)、客観的根拠に基づく政策形成として評価できる面もあるが、政策目的そのものを問い直す仕組みではない。データと指標によって政策を精緻化しても、政策の方向が安全保障化・産業化・重点化に偏っていれば、その偏りを効率的に実行する装置となりかねない。

5) 別紙の指標設定にも注意が必要である。ここでは、目標値が個々の研究者評価にそのまま使われることを目的としない、目標達成の自己目的化に留意すると述べてはいる (p.69)。しかし、Top10%補正論文数、研究時間、挑戦的研究課題数、海外派遣数、国際共著率、博士課程入学者数、女性教授割合などが明示されれば、現場では資金配分や大学評価、人事評価に影響する可能性が高い。指標の自己目的化を懸念しながら、同時に指標で現場を動かす仕組みとなっており、矛盾が大きい。

## おわりに

主な問題点を計画の章に則して検討してきた。むろん、中には推進すべき施策もあるが、多くは実効性を疑わせるもので、問題点がそれを凌駕していたと考える。

この計画は、5年間で60兆円の政府投資を掲げ、日本の基礎研究力回復とAI・量子などの国家戦略技術による「新技術立国」の実現を目指そうとしている。また、若手・博士人材の育成や論文の即時オープンアクセス化、安全保障と連動したデュアルユース技術の開発など、産学官で社会実装を加速させる提案も並ぶ。

しかし、過去の計画が未達だった投資目標の財源根拠が曖昧なほか、日本の国際的論文ランク下落に対する総括が不十分なままでもある。さらに、特定分野への「選択と集中」の加速は地方大学や多様な基礎研究の裾野をさらに枯渇させる懸念がある。経済安保の強化による学問の自由への制約や、論文掲載料 (APC) 高騰による研究費圧迫、

そして若手研究者の本質的なポスト（安定雇用）不足の解決には至っていない点など、華やかな数値目標と研究現場の実態との乖離、実効性の不足を強く指摘しておきたい。

今後実施が展開される科学技術政策をしっかりと監視していかなければならない。また、目下検討

中の新日本学術会議の在り方、機能を明示する「憲章」にこれまでの「勧告」「提案」に類する政府へのサイエンス・コミュニティ、アカデミーとしての見解表明に関する何らかの記述が求められる。

## 北海道大学の連絡会質問状への回答 5月12日

安全保障技術研究推進制度に2023年度から3年連続して採択されている北海道大学は、昨年12月の連絡会の質問に対し「前回と同じ」とだけ回答してきた。（ニュース111号 p.12）そこで連絡会は4月に、現時点の新たな状況を踏まえた質問を行なった（p.11に掲載）。その回答が下記である。

本学の基本的な考え方は、前回の回答から変更はございません。本学は、「国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い」および関連する通知・審査要領に基づき、研究インテグリティ委員会において応募・受入前の審査を行うこととしております。審査では、「明白に民生的研究を加速する研究」であること、ならびに「研究の自由及び研究成果の公開が確保されている」こと等の観点を確認しており、さらに、研究実施中も状況確認（フォローアップ）を行う運用としております。

以上から、今回ご質問の点についても、学内規程等に則り適切に取り扱っております。なお、個別の審査結果・判断理由、並びに当該判断に関する見解等については、審査の公正性及び関係者の権利利益等の観点から、回答は差し控えます。また、上記取扱いは、国内外の軍事・防衛を所管する公的機関からの資金提供を受けて研究を行う場合を対象としております。北海道大学 2026年5月12日

残念ながら、連絡会の質問に対し真摯に応える回答ではなかった。この北大の現状について、3月13日の記者会見で報告された山形定氏に、改めて寄稿して頂いた。

## 北海道大学における軍学共同の現状と研究の自由

山形 定・北海道大学大学院工学研究院 特任助教（環境工学）  
北海道の大学・高専関係者有志アピールの会 事務局次長

3月13日参議院議員会館での記者会見において報告した「北海道大学の対応について」の内容は、ニュースレター(NL)109号に書いた「北海道大学と安全保障技術研究推進制度」と重なる部分も多いため、一部繰り返しになるもののNLで触れなかった部分を中心にまとめる。

### 安保技研における北大の特殊性(1)－初めての採択から辞退

北海道大学（以下、北大）は、2016年度に旧七帝大で初めて安全保障技術研究推進制度（以下、安保技研）に採択された研究テーマを2018年度に辞退した。その際、当時の増田隆夫工学研究院長名で出された通知文がスライド1（上段）である。ここには「日本学術会議の声明を踏まえ、新た

な契約は行なわないこととした」と記されている。この通知文の稟議書（スライド1、中段の左右）は、2018年3月26日に起案され、「至急」と記載された指示の下、同28日決裁されていることがわかる。稟議書裏面の備考等記入欄には、起案の1年以上前、2017(H29)年2月21日に防衛装備庁のプログラムオフィサーが訪問（サイトビジット）し、研究者・防衛装備庁側3名・大学側5名の間で話し合いがなされた際、「本件について調整し、防衛装備庁側には了承を得ている」と記されている。そして参考資料（スライド1、下段）のタイムテーブルから、研究の進捗についてディスカッションした後、「大学からの説明（研究振興企画課長から）」が30分に渡ってなされたことがわかる。これらの文書から考えられることは、北



室工大の方針転換(2024)に関わることになった。

北大は、2022年に安保技研への申請を可能に方針転換すると、それ以降は毎年、安保技研の大型研究費を獲得した。2025年には東北大、九州大も大型の研究費に採択された。これらを考え合わせると、北大は地域の基幹総合大学と呼ばれる旧七帝大で初めて安保技研に採択され、一旦辞退したものの、再開後は旧七帝大が安保技研に応募・採択されるための先駆けの役割を果たしているようである。

2024年の軍学共同反対連絡会からの質問「学術会議声明を尊重する方針を変更したのか?」に対する回答では、「声明」を尊重する本学のスタンスは変わっていません。・本学における科学研究は、人類社会の平和と安全および公正で豊かな未来のために行うものとし、軍事利用に限定した研究は実施しない。」としている。そして2025年の質問に対する回答は「前回の一連のご質問とほぼ同趣旨と考えられるところ、本学の考え方に変更はございません」である。「制度を作れば後は運用するだけ」という考えなのかもしれないが、各地で武力行使が続き刻々と状況が変わる中、自ら作った制度について日々点検と必要な改定を怠れば学問の府に対する国民の信頼は失われてしまうであろう。

軍事利用可能な研究成果については、最もそれをよく知る研究者自身がその危険性を社会に発信し、社会的監視を促すことが必要であろう。北大の審査制度は、研究者に大学としての研究可能という「お墨付き」を与えることで、研究者が果たすべき社会的責任を麻痺させる危険性を内包していることを指摘しておかなければならない。戦争放棄を掲げる憲法を持つ日本が、国外での戦争に武器を提供すること、そのために大学において進められた研究成果を用いることに対して、たとえ経済的に潤うことになろうとも、多くの国民が同意するとは思えない。

## 軍学共同の新たな展開「Kプログラム」と北大のスタンス

2022年に制定された経済安全保障推進法は「技術基盤」と「特許非公開」という2つの

柱で、科学技術を軍事に取り込むものである。この法に基づき、「経済安全保障重要技術育成プログラム(Kプログラム)」が2024年に開始された。その予算総額5000億円は、これまで研究者の大きな研究資金源だった科学研究費助成事業(科研費)のほぼ倍にあたる。

Kプログラムは特定重要技術の研究で、経済安保法に基づく「協議会」が設置される。そこに参加する研究者には秘密情報が提供され、違反した場合には罰則規定がある守秘義務が課せられる。研究成果は「公開が基本」とされてはいるが、協議会構成員の全員が同意したときは研究成果は非公開となる。科学的営みの本質が「公開の場における研究成果に関する意見交換」であることを考えれば、成果が秘匿される可能性を前提とする研究費によって進められる研究は科学の発展を阻害するものである。

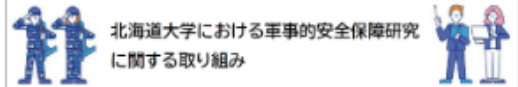
Kプログラムのほとんど全てに防衛省が関わっているものの、予算が防衛装備庁から直接出ていることが理由となって、研究者にとっては軍学共同という精神的ハードルの低いものとなっている。このことは、さまざまな研究者がKプログラムに採択されたことを積極的に発信していることから伺われる。科学の前提となる「公開の原則」を制限しかねない研究費を研究者が喜んで獲得することは、科学を歪めることになると指摘せざるを得ない。現在日本の軍事研究は、お金の出所から見て問題のある安保技研、成果の発表の自由という点から重大な問題を抱えるKプログラムという2つの制度を梃子に推進されている。

### スライド 3

## Kプログラム対応

### 「軍事研究の北海道大学」を否定できるか?

～「経済安全保障重要技術育成プログラム(K Program)」の事前審査を否定～



北海道大学における軍事的安全保障研究に関する取り組み

- 複数の国立大学（筑波大学、名古屋大学、京都大学、等）がKプログラムへの応募に対して大学による事前審査等を設けている。
- 組合は**Kプログラムへの応募に事前審査制度を設けるよう要望書**提出
- 大学回答（2025/3/27）：**当面は事前審査は不要・事前審査を行うものは「国内外の軍事・防衛を所管する公的機関」からのもので、Kプログラムの配分機関（NEDOやJST）はこれに該当しない。**
- 「審査制度有りと言えども防衛装備庁の研究助成制度への応募自体は可能」でさらに「Kプログラムへの応募は無審査」である北海道大学が大学として国内で「最先端」の軍事的安全保障研究の実施体制を持っている
- 仮に**誰かが「軍事研究の北海道大学」と呼んだとして、それを明確に否定する材料は本学にはないように思われます。**

安保技研への申請に際して審査制度を作った北大は、K プログラムへの申請を事前審査の対象としていない（スライド 3）。これは「国内外の軍事・防衛を所管する公的機関」からのものではないことを理由としている。すなわち、北大の審査制度とは、安保技研のように軍事目的が明らかな組織からの研究費が、民生利用も可能である研究に使われる否かを審査するものであり、軍事・防衛を所管する公的機関からの研究費でなければ、研究目的が兵器開発であろうとも審査の対象としないことになる。

結局北大が作った審査制度は、大学内で軍事研究が進められないためのものではなく、防衛装備庁からの研究費を受け入れるために作られたものと言えるだろう。たとえば、民間企業から兵器開発の共同研究を申し入れられた場合、学内にそれを食い止める制度はないのである。このことに関して、北大教職員組合（以下、北大職組）は機関紙で「軍事研究の北海道大学」と呼ばれても否定できないと評価している。

### 学内審査での申請不可の判断とその評価

このように軍学共同を容認する姿勢を続ける北大であるが、2025 年の審査において安保技研への応募を初めて不可とする事例があったことが北大職組の情報開示で明らかとなった（スライド 4）。

この年の安保技研応募について、北大では 5 件の申請が学内審査され、その内の一つ、人獣共通感染症国際共同研究所からの申請が応募不可となった。北大の審査基準が「軍事利用に限定した研究は実施しない」という方針であることから考えれば、この申請は軍事利用に限定した研究であったとの審査結果と考えられる。開示文書は、黒塗りばかりのいわゆる「ノリ弁」状態であるため、応募不可とした判断理由は不明である。大学が自らの基準を厳格に適応した結果が応募不可という結論かもしれないが、そもそも審査結果などについての情報も開示されていないため北大の構成員にとってもその真相は不明である。

経常的経費を削減され続けた国立大学は、如何に研究費を獲得するかに苦心している。指定国立大学、国際卓越研究大学、など次々と繰り出される競争に奔走する中で、大学本来の研究と教育が歪められてしまえば日本の学問世界の将来は明るいものとは言い難い。これは、科学者を動員した国を挙げての戦争への道になっているのではないだろうか。これを許すことは、80 年前の敗戦につながった戦争時に大学が縊ぐるみで進めてしまった軍事研究から何も学んでいないことを意味する。当時、北大の研究者の中には「私達の念願とするのはなんといっても戦力増強と作戦を完全に遂行

することだ、敵アメリカの科学陣営に巨弾を打ち込む意気で大いにやる覚悟だ」と語った人もいた。そのような研究者も含めた日本の学者・研究者は、戦後に「戦争を目的とする科学研究は絶対にこれを行わない」という日本学術会議の声明を出した。この精神を現代世代の研究者が引き継がなければ、日本の研究者は同じ過ちを繰り返すことになる。このような研究者が国民から信頼されることはないことを研究者は自覚しなければならないだろう。

2025年11月27日 機関紙「ほくだい」 第996号

## 防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」関係

### 応募5件中1件が「応募不可」の審査結果!?

**スライド 4**

機関紙「ほくだい」の2025年9月号で、防衛装備庁の研究助成制度に今年度もタイプSの研究課題が1件新規採択になったことを伝えていました。その記事でも伝えた通り、組合では防衛装備庁が公開する「採択状況」だけでなく、そもそもどのくらいの「申請」が北大からあったのかも、関係資料を情報公開請求することにより2023年度から調べてきました。

このことについて今年度の資料を請求したところ、関係資料として研究インテグリティ委員会の議事録等が公開され、その結果令和7年度の研究助成制度には合計で5件の申請がそれぞれ次の部局からあったことが判明しました。

興味深いのは、申請結果を確認し始めた2023年度から今回で初めて、「応募不可」と判断された申請があったことです。

この申請について詳細は明かされていませんが、応募した部局が「人獣共通感染症国際共同研究所」であることだけが判明しています。なお、応募の身分が「研究代表者」か「研究分担者」かも不明なため、申請全体が応募不可となったか、それとも分担者としての参画を諦めて他機関が申請を完了させたかのどちらのケースであったのかも不明です。

「応募不可」の判断は、大学自身が軍事・国防研究に関するこの研究助成申請を自らの基準で不適切と判断したことを意味し、制度上の適切な「ブレーキ」をかけたものと理解できますが、一方で応募側の研究者から見ると不可となった具体的な原因が公表されないため、次回以降の申請をためらわせる効果も生じ得ます。本研究助成制度への応募それ自体を認めるべきかもさめて、引き続き議論の元となる資料収集を組合では進めていきます。

(書記長・岡坂)

申請部局	申請結果
量子集積エレクトロニクス研究センター	応募可
量子集積エレクトロニクス研究センター	応募可
人獣共通感染症国際共同研究所	応募不可
工学研究院	応募可
工学研究院	応募可

## 北海道大学への再質問書

2026年4月11日 軍学共同反対連絡会

私たちの2025年12月25日付け質問に対し、貴学から下記の回答が送られてきました。

「前回の一連のご質問とほぼ同趣旨と考えられるところ、本学の考え方に変更はございません。本学は、国内外の軍事・防衛を所管する公的機関からの資金提供を受けて研究に関する取り扱いについて学内規程を定め、それに則り適切に取り扱っているところです。」

前回の一連の質問とは、2023年10月の質問と12月の再質問をさし、その回答は2023年10月18日付け、および12月14日付けの回答を指していると思います。しかし2025年12月25日付けの私たちの質問は、23年の質問と重複する点もありますが、12月25日付け質問書前文で記したようにこの制度が下記の点から新たな段階に入っているという認識に基づき質問させていただきました。

- ①令和5年度「防衛省行政事業レビュー公開プロセス 取りまとめコメント」に「安全保障技術研究推進制度への応募者の研究を防衛のニーズにマッチングさせるため、研究期間中も一定のコミュニケーションをとり、ニーズ側のインプットを十分なものにすべき」と明記されたこと、
- ②本制度の所管が防衛イノベーション科学技術研究所に移ったこと、そして同研究所は安全保障技術研究推進制度を基礎研究の上に位置づけ、明確に防衛装備化を目指していること。
- ③新たに補助事業が導入され、本制度の運営自体も大きく変化していること。
- ④防衛装備庁は今、専守防衛からも逸脱した長距離の敵基地攻撃ミサイルや最新鋭戦闘機、レールガン、AIを組み込んだ無人兵器など様々な新兵器の研究・開発を進めており、それに資するために安全保障技術研究推進制度のテーマを設定していること。

このような現在の状況において、人類の福祉と平和、教育・研究を旨とする大学が本制度に応募することの意味を改めて考えていただきたいと思い、私たちは質問をしました。その際に11大学共通の質問とするために、貴学が2023年にご回答済みの質問も含まれていたことはお詫びしますが、一括して前回の質問と同趣旨であるとし、個々の質問にお答えいただけなかったことは残念です。

ただ貴学が2026年2月のご回答で「本学の考

え方に変更はございません」と書かれていることは、2023年のご回答「『軍事的安全保障研究に関する声明』を尊重する本学のスタンスは変わっていません」という見解が今も生きていると理解しました。そこで貴学も尊重される2017年声明を前提として、2023年のご回答を踏まえて質問を作り直しました。ぜひ個々の質問についてご回答くださるようお願いいたします。

《1》貴学は2023年に、「本学における科学研究は、人類社会の平和と安全および公正で豊かな未来のために行うものとし、軍事利用に限定した研究は実施しない。」と回答しています。

一方貴学が尊重する日本学術会議2017年声明に付随する「報告 軍事的安全保障研究について」では、「軍事的安全保障研究に含まれるのは、ア) 軍事利用を直接に研究目的とする研究、イ) 研究資金の出所が軍事関連機関である研究、ウ) 研究成果が軍事的に利用される可能性がある研究、等である」、「基礎研究であれば一律に軍事的安全保障研究にはあたらないわけではなく、軍事利用につながることを目的とする基礎研究は軍事的安全保障研究の一環であると考えられる」としています。

### Q1-1 貴学のいう「軍事利用に限定した研究」とは上記ア) 軍事利用を直接に研究目的とする研究、を指すと理解してよいでしょうか。

しかし安全保障技術研究推進制度による研究は、イ)に該当し、さらに防衛装備庁は昨年度の公募要領p.43に「国家安全保障戦略」に基づき「防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し」と明確に書いていますのでウ)にも該当します。

いうまでもなく公開されたすべての科学・技術は防衛装備品（武器）に使われる潜在的可能性を有していますが、本制度の研究成果の軍事利用は潜在的可能性ではなく、最初から想定されているものです。『公募要領 別紙1』にもありますように「防衛装備開発をめざす研究テーマを提起し、それに合わせて研究者が研究課題を設定するもので」、いわゆる「目的基礎研究」(mission-oriented basic research; Use-inspired basic research)にあたります。研究者が自由に発想して研究を展開するPureな研究とは違います。

防衛装備庁はテーマ7「量子技術に関する基礎研究」として貴学の研究を採択したと思いますが、そのテーマの研究は量子暗号通信などの課題の解

決への利用が掲げられています。量子暗号通信は、民生利用としても重要な技術ですが、今世界各国が軍事への導入を競っている最もホットな分野の一つです。経済安保法でも特定重要技術に位置づけられ、今後軍事利用に進めば研究の公開は制限され、研究者にも守秘義務が課せられます。研究者が主観的に民生利用を意図していても、軍事利用されれば民生には使えなくなるのです。

**Q1-2 このことから、昨年採択され防衛費によって進んでいる貴学の研究は、2017年声明が示す軍事的安全保障研究（軍事研究）に他ならないと考えますが貴学のお考えをお聞かせください。軍事研究でないというのであれば理由をお示しくください。**

**Q1-3 しかも貴学が採択されたタイプSは、『公募要領 別紙1』によると「最大5か年度の研究であり、提案されたアイデア等を具現化し、その可能性と有効性を実証するところまでを目指した基礎研究を対象としています」とあります。「可能性、有効性を実証する」研究とは、通常は基礎研究とは言わず社会実装（防衛装備庁の場合は防衛装備実装）を目指す開発研究ではないでしょうか？ この点の説明をお願いいたします。**

《2》2023年12月14日のご回答で貴学はさらに次のように答えられています。

「日本学術会議が昨年7月25日に発出した文書に、『従来のようにデュアルユースとそうでないものとに単純に二分することはもはや困難で、研究対象となる科学技術をその潜在的な転用可能性をもって峻別し、その扱いを一律に判断することは現実的ではないと考えます』とあるとおり、潜在的な転用可能性をもって一律に軍事研究と判断することにより、先端科学技術分野における研究活動が委縮することは避けるべきと考えます。そのため、このたび国内外の軍事・防衛を所管する公的機関からの資金提供（再委託を含む。）を受けて研究を行う場合について、日本学術会議の軍事的安全保障研究に関する声明で求められている審査制度を設け、個別に実施の可否を判断していくこととしたところです。」

この2022年7月25日文書を一部メディアは「学術会議はこれまで軍事目的の研究は行わないとの立場でしたが、AIや量子技術など、安全保障分野の研究を進める上でデュアルユースを事実上容認した」（27日読売テレビニュース）などと

報じました。それに対して日本学術会議は27日に記者会見を開き、「軍事目的の研究についての立場に変更ない」と明確に述べています。

上述したように日本学術会議は2017年声明に付随する「報告」においてア)イ)ウ)の3点で軍事的安全保障研究（軍事研究）を規定したのであり、「潜在的な転用可能性をもって一律に軍事研究と判断すること」ということは以前から行っていません。そこで次の質問にお答えください。

**Q2 貴学は2017年声明を尊重し、本制度への応募を2022年まで控えてきたと理解しますが、2023年の回答では2022年文書を契機に新たに審査制度を設け応募を認めるようになったと読み取れます。しかし日本学術会議の立場は2017年以来一貫しており、2022年の文書は貴学が安全保障技術研究推進制度への態度を変える理由にはならないと考えますがいかがお考えでしょうか。貴学の2022年文書についての解釈も含め、お考えをお聞かせください。**

《3》日本学術会議2017年声明は「防衛装備庁の『安全保障技術研究推進制度』では、将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家でなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、問題が多い」と記しています。

しかし、この「政府による研究への介入が著しく、問題が多い」という指摘を打ち消すかのように、今年度の公募要領p.23には「アドバイザーが行う進捗管理は、研究の円滑な実施の観点から、必要に応じ、研究計画や研究内容について調整、助言又は指導を行うものとしています。ただし、指導を行うときは、研究費の不正な使用及び不正な受給並びに研究活動における不正行為を未然に防止する必要があるとPDが認めた場合のみとしています。また、研究実施主体はあくまでも研究者であることを十分に尊重して行うこととしており、アドバイザーが、研究者の意思に反して研究計画を変更させることはありません」と記されています。

しかし指導は不正行為についてだけだとしても、助言は研究内容に及びます。前述したように、そこで「防衛のニーズにマッチングさせるため、ニーズ側のインプット」を行うのではないのでしょうか。そして資金を提供する側からの説得に応じた研究者との「合意」のうえで、研究計画を防衛装備

品への応用に資するように変更させることもありうるのではないのでしょうか。

2017年声明は「近年、再び学術と軍事が接近しつつある中、大学等の研究機関における軍事的安全保障研究が、学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にある」という警戒心を持つことを大学に訴えています。

**Q3 貴学は公募要領に書かれている文章に基づいて「研究の自由及び研究成果の公開」は100%制約を受けないとお考えでしょうか。あるいは何らかの危惧を感じているようでしたら、その内容や貴学としての対策をお示しください。**

《4》貴学は2023年の回答で次のように答えられています。

「『北海道大学における研究インテグリティの確保に関する基本方針』及び『北海道大学における科学者の行動規範』に基づき、標記研究に関して以下の通り取扱うこととする。

本学における科学研究は、人類社会の平和と安全および公正で豊かな未来のために行なうものとし、軍事利用に限定した研究は実施しない。国内外の軍事・防衛を所管する公的機関からの資金提供（再委託を含む。）を受けて研究を行なう場合は、別に定める委員会において審査を受けなければならない。審査は、“明白に民生的研究を加速する研究”であり、かつ“研究の自由及び研究成果の公開が確保されている”等の観点により行なう。」  
そこで次の質問にお答えください。

**Q4 昨年度の応募に際してもそのような審査をされたと思いますが、“研究の自由及び研究成果の公開が確保されている”ことを貴学はどのように確認されたのでしょうか。公募要領の記載のみで確認されたのでしょうか。**

《5》大学は教育の場でもあり、安全保障技術研究推進制度は学生や大学院生にも影響を与えます。そこで次の質問にお答えください。

**Q5 この応募について、事前・事後に、当該研究室に関わる学生・大学院生へも周知されたのでしょうか。**

《6》あわせて北大でのこの間の動きに関わる質問をさせていただきます。

**Q6-1 北大が公表した令和7年度研究助成制度への各部局からの申請について、研究インテ**

**グリティ委員会が応募を可否判断した結果において、一部の課題を「応募不可」としました。なぜ不可とされたのか、その判断理由をご説明ください。**

**Q6-2 申請不可と判断されるような申請が部局から出てくるようになったことに対して、北大のこれまでの方針転換がどう作用したと思われますか。ご説明ください。**

**Q6-3 審査制度を作ったことが研究者の軍事研究に対する自己責任のバリアをなくし、大学の思惑を超えた軍事的研究を誘引しているように私たちは思いますが、それについていかがお考えですか。**

《7》今、経済安保のKプログラムの公募もなされています。これは資金の出どころは防衛省ではありませんが、公募されている研究の中には明確に安全保障のためと記しているものもあります。しかも今後セキュリティクリアランスが求められ、特定重要技術として秘密保持が必要とされる可能性もあります。“研究の自由及び研究成果の公開の確保”が危ぶまれるものです。これに対して次の質問にお答えください。

**Q7 Kプログラムの応募についての審査は行っているのでしょうか。行っていない場合はその理由をご説明ください。**

以上、昨年12月25日付けの質問を、貴学の以前の回答に踏まえて修正した質問1-5に新たな6, 7をつけ加えて質問をさせていただきます。各質問にそれぞれお答えくださるようお願いいたします。

## 沈黙する名古屋大学

4月9日の中日新聞の報道「名大、防衛資金獲得に 余地 内規改定 軍事研究禁止は維持」を受けて、連絡会は4月15日に名古屋大学に質問書を送りました。（ニュースレター113号）しかし現在まで回答は届いていません。また5月20日締め切りの今年度の安全保障技術研究推進制度に応募したか否かも明らかにしていません。そこで防衛装備庁の採択発表（9月）を待ち、もし名大が採択された場合には、名大関係者・市民による抗議の取組を行います。

## 《海外ニュース紹介》

University World News 2026年6月4日

**兵器技術の拡大は  
研究ガイドラインを脅かす**

スベンドリーニ・カクチ

[https://www.universityworldnews.com/post.php?story=20260604180138120&utm\\_source=newsletter&utm\\_medium=email&utm\\_campaign=GLNL0881](https://www.universityworldnews.com/post.php?story=20260604180138120&utm_source=newsletter&utm_medium=email&utm_campaign=GLNL0881)

この記事は日本政府が4月に殺傷兵器の輸出を解禁したことと、大学における軍事研究の問題を重ねて日本の動きを紹介している。以下、要旨を紹介する。

高市内閣は、国内経済成長を促進するために武器輸出が不可欠だとして推進している。日本の大学は兵器開発に関わってはいない。だが、4月の決定は研究の自由の保護と国家安全保障の優先との対立を生むと学者たちは指摘する。

「大学は先端技術の開発に携わっている。兵器技術の拡大は、民間利用に焦点を当ててきた従来の研究指針を脅かす」と、早稲田大学の岡田正則教授は述べる。

一方、政権の支持者たちは、戦闘中の国へのミサイル、軍艦、その他の兵器の輸出制限の撤廃は、世界秩序を揺るがす近年の地政学的緊張の当然の結果だと主張する。現在、日中関係はかつてないほど悪化しており、日本は隣国を国家の脅威であると認識している。

「日本は自由民主主義国家であり、ルールによって統治される平和愛好国であることを証明してきた」と、元外交官で有力シンクタンクである外交政策研究所所長の三宅氏は書いている。氏は、政府の武器輸出決定は、平和愛好国としての日本の理想を何ら変えるものではないと指摘した。

一方、300人以上の科学者と36の平和団体からなる軍学共同反対連絡会は5月、政府が「経済安全保障を口実に学問の独立に干渉している」と非難する新たな声明を発表した。連絡会は戦争に

動員された学者たちが戦後表明した「軍事研究はしない」という反省を掲げてきた。

連絡会メンバーである岡田氏は、大学は改訂された規制、あるいは国家安全保障の強化という名目の下で提供される資金の誘惑にさらされていると語る。一例として、防衛装備庁による継続的な資金提供プログラムがあり、大学や研究機関に5年間で最大20億円（1250万4000米ドル）の資金を提供している。この資金は防衛構築に利用できる革新的な技術を支援するものとされている。防衛装備庁の資金提供プログラムは基礎研究を支援しており、昨年は大学から過去最高の123件の申請があった。続く橋渡し研究プログラムは、スタートアップ企業、国内の研究機関、学術機関、その他の関係者による共同研究を対象としている。水中光無線通信技術、サイバーセキュリティ、宇宙探査などがこのプログラムのテーマである。

岡田氏は、「研究者にとって待望の資金提供は、研究者の間で強固な反軍事的姿勢を着実に和らげている」と述べる。

**保護ガイドラインの緊急の必要性**

学者たちは、政府の政策が大学環境の抑圧を引き起こしていると述べている。彼らは、大学間で公開討論を行い、共通の基盤を構築し、高等教育における保護ガイドラインを育成することが緊急に必要であると指摘している。

「今日の大学における明確性の欠如は、極めて憂慮すべき事態だ」と、農工大農学部環境科学者、多羅尾光徳氏は語った。同大学は防衛装備庁の資金を受けたことがある。

多羅尾氏は、研究者たちが安全保障上の制約に違反するリスクと研究への影響を天秤にかけ、懸念を表明していると述べた。報道によると、一部の大学の研究室では、懸念を避けるために、外国人、特に中国人博士課程学生の受け入れを見直しているという。

多羅尾氏は「軍事研究技術への参加に前向きな大学と、より慎重な姿勢を取ることを選択する大学との間に溝が生じている」と説明した。

**軍学共同反対連絡会**

共同代表：赤井純治・大野義一郎・多羅尾光徳

軍学共同反対連絡会ホームページ <http://no-military-research.jp/>  
軍学共同反対連絡会事務局 メール [pokopeace@gmail.com](mailto:pokopeace@gmail.com) 小寺